

現代のロイズ

－ ロイズの組織とその仕組み －

主席研究員 松岡 順

目 次

1. はじめに
2. 沿革
 - (1) ロイズの監督体制の変更
 - (2) 無限責任を負う個人メンバーの新規受入れ停止
 - (3) 単年度会計方式の導入
 - (4) ブローカーに関する制限の撤廃
 - (5) エクイタス社の設立とランオフ契約の整理
3. **ロイズの組織**
 - (1) 保険契約の取引に関与する関係者または組織
 - (2) 市場全体を監督する組織
 - (3) 管理実務等を担当する組織
4. **ロイズにおける保険取引**
 - (1) ロイズの保険取引ルート
 - (2) アンダーライティング・ルームにおける取引の実務
5. **ロイズの財務**
 - (1) 事業概況
 - (2) ロイズの資本構造
 - (3) ロイズの保険財務力格付
6. **ロイズの監督・管理体制**
 - (1) FSA による監督
 - (2) ロイズ規約
 - (3) ロイズにおけるリスク管理
7. おわりに

1. はじめに

ロイズ (Lloyd's) とは、17 世紀後半にエドワード・ロイド (Edward Lloyd) という人がロンドンで経営していたコーヒーハウスを起源とする世界最古の保険市場のことを指し、ロイズ自体は保険会社ではない。

図表 1 ロンドンにあるロイズの建物



(出典：筆者が 2007 年 6 月に撮影)

損害保険にたずさわる者であれば、ロイズという名前を知らない者はいないであろう。また現在のロイズは、図表 1 のようにその建物の奇抜な外観でも知られており、世界中の保険会社等から多くの見学者を受け入れ、わが国からも毎年多くの人を訪れている¹。

しかしながら、ロイズが自らのウェブサイトで「ロイズは世界で最もよく知られた、しかし恐らく最も理解されていない保険ブランドである。」と表現しているように、他に類を見ない独特な構造・仕組みを有する存在であるため、ロイズがどのような組織であるかを正確に理解し説明できる人は少ないのではないだろうか。

ロイズが日本で初めて書物によって紹介されたのは福澤諭吉の「西洋旅案内」(1867 年) であると言われており、その中で保険という制度が紹介されるとともにロイズ²の名前も登場する。現在では国語辞書や英和辞書などの見出しにもなっており、またインターネット上でもロイズに関する記述は多々見つけることができるが、これらの中には現在のロイズには当てはまらない説明または誤解を招く表現が存在するのも事実である。また、ロイズの成り立ちや変遷を題材とした文献や、ひと昔前のロイズに関する文献はいくつか入手することは可能であるが、その多くはかなり古いもので、現在のロイズの実態を説明する日本語の資料は一般には入手できないのが実情である。

わが国のほぼすべての元受損害保険会社は、現在も再保険契約等を通じて大なり小なりロイズとの関係を有していると推測される。本稿の執筆に際してはロンドンのロイズ

¹ ロイズによれば、世界中から年間約 88,000 人の見学者を受け入れているとのことである。

² 西洋旅案内では「ロイド」として紹介されている。

およびロイズ・ジャパン³からの協力を得て、現在のロイズがどのような仕組みで、どのように機能しているかを中心に紹介するものである。

2. 沿革

ロイズは、ときどきロイズ・オブ・ロンドン (Lloyd's of London) という通称が用いられることもある⁴が、これはロイズの正式名称ではない。イギリスのロイズ法 (Lloyd's Act, 1982) ⁵における正式名称はソサイエティ・オブ・ロイズ (Society of Lloyd's : 以下「ロイズ」) で、ロイズ評議会 (Council of Lloyd's) によって統治される特殊法人である。

ロイズの起源は、17世紀の後半、イギリス、ロンドンのエドワード・ロイドのコーヒーハウス (Edward Lloyd's Coffee House) に客として集まっていた海運業者や商人⁶の間で行われた海上保険取引であるといわれている。また、1688年2月のロンドン・ガゼット紙の広告面にロイズに関する現存する最古の記録⁷があることから、ロイズはこの頃に誕生したとされている。

以後、ロイズはその300年を超える長い歴史の中で紆余曲折を経て、その都度改革を実施しながら今日に至っているが、そうした遠い過去の歴史や変遷の紹介は他稿に委ねることとして、本稿では2000年以降の主な改革のみを以下に記述する。

(1) ロイズの監督体制の変更

ロイズは300年以上にわたって自主規制を行ってきたが、2000年金融サービス市場法 (Financial Services and Market Act 2000) によって、1982年のロイズ法で設置されたロイズ評議会の主要な監督機能は残しつつ、2001年11月30日以降、他の金融機関と同様に、イギリスの金融監督機関である金融サービス機構 (Financial Services Authority : 以下「FSA」) ⁸の監督下に入ることとなった。

³ 1997年に営業を開始した日本におけるロイズの総代理店のことである。1996(平成8)年に施行された新保険業法には、あらたにロイズを想定して、外国の法令に基づいて設立された法人の引受メンバー(同法では「引受社員」という。)が日本において保険の引受を行う「特定法人」の規定が設けられた。この法律に基づいて、コーポレーション・オブ・ロイズ(後述)は同年9月に100%出資の子会社ロイズ・ジャパン株式会社を設立し、これを総代理店として日本国内で損害保険の元受および再保険営業を行う「特定損害保険事業」の免許を1997年1月に取得している。

⁴ イギリスには、ロイズ TSB (Lloyds TSB(スペリングに注意)) という銀行を中心とした金融コングロマリットであるロイズ・バンキング・グループ (Lloyds Banking Group) が存在する。このグループは保険業も営んでいるが、本稿で取りあげるロイズとは資本関係等において全く無関係である。このグループなどと区別するためにロイズ・オブ・ロンドンという通称が用いられることが多い。

⁵ ロイズは、1871年のロイズ法 (Lloyd's Act, 1871) によって初めて法人化され、現在有効なロイズ法は全部で4つ(1871、1911、1951および1982)ある。直近の1982年のロイズ法 (Lloyd's Act, 1982) は、主に先の1871~1951のロイズ法の一部を修正または無効にし、ロイズ評議会の設置等を定めた法律である。

⁶ 当時、まだ保険専門の業者は存在せず、商人が海上保険の主な引受手であった。

⁷ 広告の内容は、ある人から時計を盗んだ犯人に関する情報提供を求める懸賞広告であった。

⁸ FSAは、イギリスにおいて銀行、保険、証券などあらゆる種類の金融サービス業を横断的に規制する単一の監督機関であり、2000年金融サービス市場法によってこれらの金融サービス業を規制するため

(2) 無限責任を負う個人メンバーの新規受入れ停止

ロイズは、伝統的に無制限の保険責任を負うネームと呼ばれる個人メンバーのみによって保険または再保険の引受のための資本供給を受けていた。しかし 1980 年代の終わりから 1990 年代初頭にかけて、過去に引き受けていた再保険契約におけるアスベスト関連の多額の保険金支払いや異常災害の多発等により、多くのシンジケートが巨額の損失を計上し、破産者を含めて多くのメンバーが脱退したため、深刻な資本不足に陥った。この資本不足を補うため、ロイズは 1994 年より有限責任の法人メンバー (corporate member) の受け入れを開始した。

その後、無限責任を負う個人メンバーの募集や加入は活発に行われなくなり、2003 年 3 月 6 日を最後に無限責任の個人メンバーの新規受入を停止した。

(3) 単年度会計方式の導入

ロイズのシンジケートにおいては伝統的に 3 年会計方式⁹が採用されていたが、国際的に検討されている会計基準の統一等の動きを受け、2005 年 1 月 1 日以降の年度分より一般の保険会社と同様、イギリスの企業会計原則 (UK GAAP) に基づく単年度会計方式を導入している。

(4) ブローカーに関する制限の撤廃

1982 年のロイズ法によって、ロイズのシンジケートは、ロイズ・ブローカーとして登録されたブローカーを通じてのみ保険または再保険の引受を行うことが許可されていたが、一般の保険会社にはそのような制約がないという理由等から、2008 年 11 月にロイズ法が改正され、ロイズ・ブローカー以外のブローカーからも、当該ブローカーがいくつかの最低基準を満たしていることを条件として、保険または再保険の引受を行うことが可能となった¹⁰。同時に、ロイズ・ブローカーとマネージング・エージェントの結びつきを制限する条項¹¹も廃止された。

(5) エクイタス社の設立とランオフ契約の整理

ロイズは、前記(2)にも記述したとおり、過去に引き受けた再保険契約におけるアスベスト関連の保険金支払等で経営危機に陥った。こうした過去の引受年度の保険金支払責任をロイズ本体から切り離すため、保険金支払責任を負う約 34,000 名のメンバ

の法的権限が与えられている。

⁹ ある年度の会計を、その引受年度が終了してから 2 年後に勘定を締切るロイズ独特の会計方式。

¹⁰ 引き続きロイズ・ブローカーとしての登録制度は残されている。ロイズ・ブローカーとして登録されるためにはいくつかの基準をクリアしなければならないが、ロイズ・ブローカーには一定のステータス性がある。

¹¹ 保険の引受交渉を行う当事者どうしであるブローカーとマネージング・エージェントが資本関係を有していることは様々な弊害を招くとして、ブローカーがマネージング・エージェントに出資すること、またはその逆のような関係を構築することは、1982 年のロイズ法によって禁じられていた。

一の共同出資により、1996年9月にエクイタス（Equitas）というグループを設立した。1992年以前の引受年度の損害保険に関する残存支払責任、いわゆるランオフ責任は、再保険契約を通じて同グループのエクイタス再保険会社（Equitas Reinsurance Limited）に移転され、さらに同社はそうした契約の保険金支払い業務等も引き継いだ。

2006年11月、エクイタスは、ランオフ責任が将来的に膨張する場合に備えて、バークシャー・ハザウェイ（Berkshire Hathaway）グループ傘下のナショナル・インデムニティー社（National Indemnity Company）との間で、最大57億USドルの再保険契約を結び、同じくバークシャー・ハザウェイ・グループのリゾリュート・マネジメント・サービス社（Resolute Management Services Limited）への保険金支払業務等の移管を2007年3月までに完了している。

さらに2009年6月、イギリスの高等法院（High Court）は、1996年の時点でエクイタス再保険社の保有するすべての契約を、2000年金融サービス市場法の第7編（Part VII）¹²に基づいて、新たに設立されたエクイタス保険会社（Equitas Insurance Limited）へ移転することを認める命令を下した。これにより、イギリスおよび欧州経済領域（European Economic Area：EEA）における法律上、すべてのメンバーは1992年以前の契約から生じうる追加支払責任から免れることになった。

エクイタス保険会社は、依然としてエクイタス・グループに所属する会社であるが、将来的にはエクイタス・グループはこの会社を売却することができる。その場合にはナショナル・インデムニティー社が先買権を有するとのことである。またこの契約の移転に伴って、エクイタス保険会社はナショナル・インデムニティー社から13億USドルの再保険カバーを追加購入している。これにより同社は、2006年3月末時点で積みまれていた8億7,000万USドルの支払準備金に加えて累計で最大70億USドルの再保険カバーを得たことになり、支払不能に陥る可能性は極めて低くなったとしている。

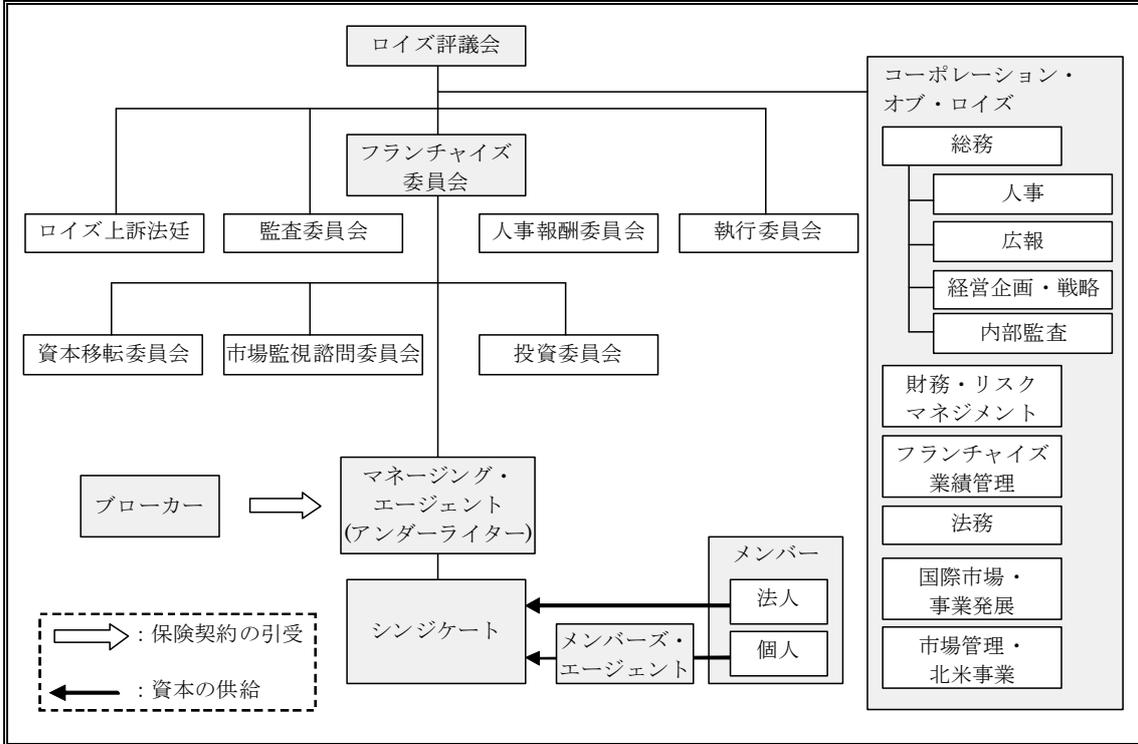
3. ロイズの組織

図表2は、現在のロイズの主な関係者または組織とそれらの相互関係を図示したものである。これらは、(1) 保険契約の取引に関与する関係者または組織として、保険責任を負うメンバー、保険引受単位であるシンジケート、主に個人メンバーに対するアドバイスや事務代行を行うメンバーズ・エージェント、メンバーのためにシンジケートの運営を行うマネージング・エージェント、マネージング・エージェントに雇用され保険引受実務を担当するアンダーライター、保険または再保険契約者のためにアンダーライターとの交渉等を行うブローカー、(2) 市場全体を監督する組織として、市場全体の監督責任を負うロイズ評議会、市場全体の収益性等を監視するフランチャイズ委員会、(3) 管理実務等を担当するコーポレーション・オブ・ロイズである。以下、それぞれの役割・

¹² 2000年金融サービス市場法の第7編は、同法における規制対象事業の譲渡に関する規定である。

機能等を説明する。

図表2 ロイズの組織全体像（イメージ）



(出典：ロイズのウェブサイトおよびロイズ・ジャパンのアンニュアル・レポートをもとに作成)

図表3 ロイズのアンダーライティング・ルーム



(出典：ロイズのウェブサイトより)

(1) 保険契約の取引に関与する関係者または組織

a. メンバー

1982年のロイズ法においては、大別して2種類のメンバー(member of the Society)が定義されており、一方はワーキング・メンバー(working member of the Society)で、他方はエクスターナル・メンバー(external member of the Society)である。

ワーキング・メンバーとは、後述するブローカーやアンダーライティング・エージェントなどを職業として、主にロイズのアンダーライティング・ルーム(underwriting room)¹³で保険の取引実務に従事する人をいう。

これに対し、エクスターナル・メンバーとは、ワーキング・メンバー以外のメンバーで、他に主たる職業がある人や法人メンバーなどがこれに該当する。つまりアンダーライティング・ルームでの保険取引実務には直接タッチしないメンバーのことで、保険金支払責任を負う資本提供者(capital provider)のことをいい、今日では、単にメンバーといえば一般的にこのエクスターナル・メンバーを指す¹⁴。

今日のように資本提供者と保険引受実務との分業が行われる以前、資本提供者は自ら保険または再保険の引受実務を行っており、それらの契約を引き受ける際、保険証券の下部に自分の名前をサインしたことから、アンダーライター(Underwriter)またはネーム(Name)と呼ばれるようになった。今日では、アンダーライターという呼称は、主に後記 d.のアンダーライターのことを指し、保険責任を負うメンバーを指す用語としては日常的には使われなくなっている。

1993年までの300年以上もの間、ロイズのメンバーは「最後のシャツのボタンまで売って保険金支払いに充てる。」といわれた無限責任を負う個人メンバーのみで構成されていたが、現在では、ロイズは下記の2つの種類の有限責任メンバーしか受け入れていない。これらは、個人メンバーと区別するため、総称して法人メンバーと呼ばれている。

- ① 法人(body corporate)¹⁵ (1994年以降)
- ② スコティッシュ・リミテッド・パートナーシップ(Scottish Limited Partnerships)¹⁶ (1997年以降)

¹³ ロイズにおいて保険および再保険の取引が行われるロイズ建物内の大きな部屋。単にルーム(Room)とも呼ばれる。図表3は現在のアンダーライティング・ルームの様子である。

¹⁴ 本稿においても、特別の断りがない限り、メンバーという言葉はエクスターナル・メンバーを指すものとする。

¹⁵ イギリスの会社法における株式会社(Public Limited Company)などのほか、2007年以降は新たにリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(Limited Liability Partnerships: LLP)も受け入れるようになった。LLPとは事業を目的とする組合契約を基礎に形成された企業組織体で、各出資者が出資額までしか責任を負わないなどの特徴がある。イギリスでは2000年に創設され、日本版のLLP(有限責任事業組合)は2005年より設立が可能となっている。

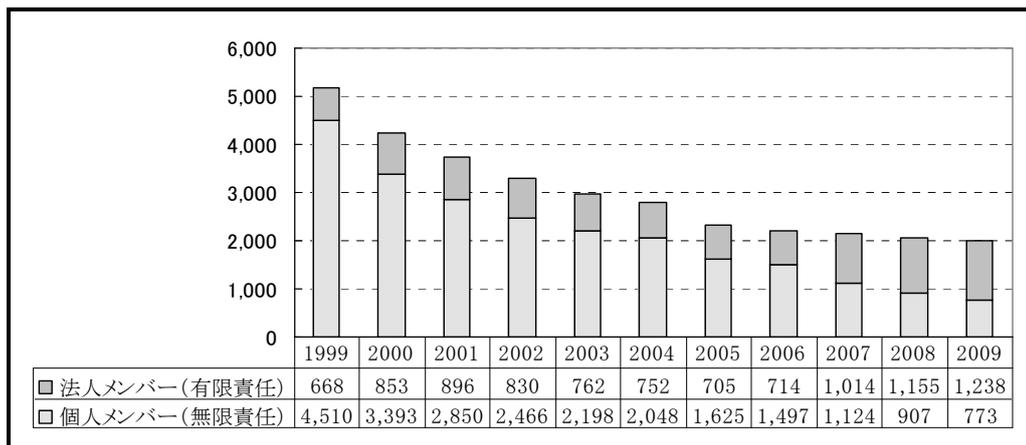
¹⁶ 文字通り、スコットランドの法律に基づいて設立されたリミテッド・パートナーシップ(LPS)をいう。他の国の法律におけるLPSとは異なり、独立した法人格を持つ。LPSは、一般に「投資事業有限責任組合」と訳され、日本においては民法上の任意組合、商法上の匿名組合がこれに類似する組織

ロイズは、前記 2. (2) のとおり 2003 年 3 月 6 日以降個人メンバーの新規受入を行っておらず、さらに個人メンバーから法人メンバーへの移行のためのルール (conversion rules) も定めている。この結果、無限責任を負う個人メンバーであるネームは年々減少している。

また、上記①に分類される株式会社等は、他の会社または個人によって所有されることがありうる。個人または複数の個人によって所有される法人メンバーは、しばしばネームコ (NameCo) と呼ばれ、無限責任の個人メンバーが有限責任の個人メンバーに移行する際の受け皿等として利用される。

図表 4 は、引受を行うメンバー¹⁷の 1999 年から 2009 年までの推移であるが、2008 年以降は、有限責任の法人メンバーが、無限責任の個人メンバーよりも数の面において多くなっている。

図表 4 個人メンバーと法人メンバーの数の推移



(出典：ロイズ提供資料をもとに作成)

提供される資本額 (underwriting capital) ベースでは、2009 年現在、無限責任の個人メンバーの全体に占める割合はわずか 5%となっており、ネームコの割合は 9%となっている。図表 5 は、2009 年度現在の資本提供者の種類とそれぞれの提供資本の割合である。

と考えられている。

¹⁷ ロイズのメンバーの中にはすでに契約の新規引受をやめてしまったメンバーもいるが、そうしたメンバーはカウントしていない。

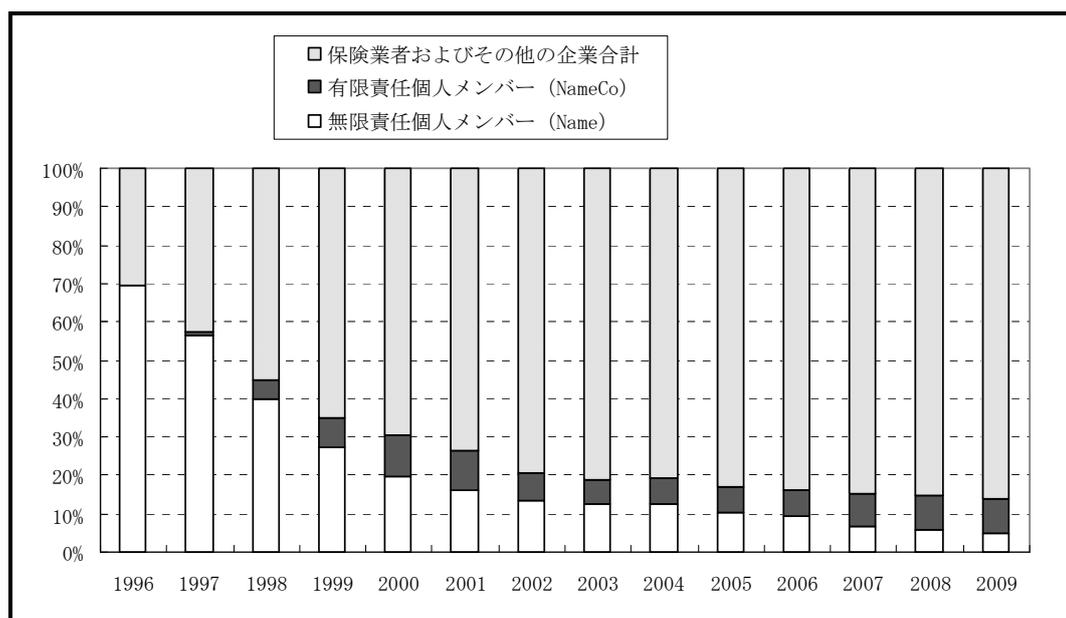
図表 5 2009 年現在の資本提供者の種類と提供される資本の割合

資本提供者の区分	割合
1. 無限責任個人メンバー (Name)	5%
2. 有限責任個人メンバー (NameCo)	9%
3. 英国の保険業者およびその他の企業 (UK insurance industry and other corporate)	41%
4. 米国の保険業者 (US insurance industry)	15%
5. バミューダの保険業者 (Bermudian insurance industry)	12%
6. その他の国の保険業者 (Worldwide insurance industry)	18%
合計	100%

(出典：ロイズ提供の資料をもとに作成)

上記 1.無限責任個人メンバー、2.有限責任個人メンバー、3.~6.の合計から供給される資本の全体に占める割合の推移を表したものが、図表 6 資本提供者の種類と提供される資本割合の推移である。1994 年に法人メンバーの受入を開始した後、急速に個人メンバーの占める割合が減少していることが分かる。

図表 6 資本提供者の種類と提供される資本割合の推移



(出典：ロイズ提供の資料をもとに作成)

b. シンジケート

メンバーがロイズにおいて保険または再保険を引き受けるためには、いずれかのシンジケート (syndicate) に出資して参加しなければならない。ただし、シンジケートはロイズにおいてメンバーが保険引受を行うための単位であって、シンジケートに法人格はない。

メンバーはシンジケートに出資することにより、当該シンジケートが引き受けるリ

スクについて、それぞれの出資割合に応じた保険責任のみを負担する。したがって、メンバーは同一のシンジケートに参加する他のメンバーと連帯して保険責任を負う訳ではない。

2008年12月末現在、ロイズには80のシンジケートが存在し、各シンジケートにはロイズ評議会よりそれぞれユニークな識別番号が付与されている。また、シンジケートの中には特定の種目に特化したものや、幅広い種目の引受を行うものなど、それぞれ特色のある運営が行われている。ロイズによれば、個人メンバーは、多くの場合複数のシンジケートに参加し、法人メンバーはひとつのシンジケートで保険を引き受けるという傾向があるとのことである。

シンジケートは継続的に運営されるが、メンバーは1年単位でシンジケートに参加する。各メンバーは翌年度も当該シンジケートへの参加を継続する権利を有するが、継続する義務は負わないため、理論的にシンジケートは1年単位の事業の連続と見ることができるといえる。

なお、翌年度シンジケートに参加する権利は、通常9月から11月にかけて開催されるキャパシティ・オークション（capacity auction）を通じてメンバー間での取引が行われる¹⁸。たとえば、翌年度のキャパシティの一部または全部を手放したいメンバーは、このオークションを通じて他のメンバーに譲渡することができる。

c. アンダーライティング・エージェント

アンダーライティング・エージェント（underwriting agent）とは、以下に説明するメンバーズ・エージェント（member's agent）とマネージング・エージェント（managing agent）の総称である。メンバーズ・エージェントとマネージング・エージェントの両方を兼営するエージェントはコンバインド・エージェント（combined agent）と呼ばれる。

(a) メンバーズ・エージェント

メンバーズ・エージェントとは、主に個人メンバーに対して、どのシンジケートにどの程度出資すべきか、というアドバイスや、ロイズにおける様々な手続き等を代行する業務を行う者をいう。通常、個人メンバーはメンバーズ・エージェント（member's agent）を指名する。

メンバーズ・エージェントとしての業務を行うためには、ロイズのフランチャイズ委員会（Franchise Board）の許可が必要であり、2008年12月末現在、3つのメンバーズ・エージェントが存在する。

¹⁸ キャパシティ・オークションにおいて取引の対象となるのは、後述するアンアラインド・シンジケートに属するメンバーのキャパシティのみである。アラインド・シンジケートの場合は、単一の法人がキャパシティを占有しており、ロイズによって事業計画が承認され、かつ必要となる資本等の要件を満たせばいつでもキャパシティを増減することが可能であるため、オークションの対象とはならない。

(b) マネージング・エージェント

前述のとおり、シンジケートは単に保険の引受単位であるため、資本提供者であるメンバーに代わって保険の引受業務等、シンジケートの日々の運営を行う機能が必要となる。こうした業務を行うのがマネージング・エージェント（*managing agent*）である。マネージング・エージェントは、保険の引受業務を行うほか、引き受けたリスクに対する再保険手配、保険金の支払業務、資産運用業務等を行う。また、ひとつのマネージング・エージェントは、複数のシンジケートの管理・運営を行うことが可能である。

現在、多くのシンジケートは単一の企業によって出資され、同一の企業が所有するマネージング・エージェントによって管理・運営されるという、資本提供者（*member*）と管理・運営者（*managing agent*）が一体化しているケースが多い。このようなシンジケートをアラインド・シンジケート（*aligned syndicate*）という。また、単一出資者から資本を得ているが、その出資者とはまったく無関係のマネージング・エージェントによって管理・運営されているケースや、多数の個人メンバーや法人メンバーが混在して出資するシンジケートを、また別の複数の出資者が所有するマネージング・エージェントが管理・運営しているケースもある¹⁹。このように、出資者と管理・運営者が一体化していないシンジケートをアンアラインド・シンジケート（*unaligned syndicate*）という。

d. アンダーライター

マネージング・エージェントに雇用され、特定のシンジケートのための保険引受業務を行う専門家をアンダーライター（*underwriter*）という。通常、ひとつのシンジケートには複数のアンダーライターが雇われているが、それらのアンダーライターを統括し保険引受責任を持つ者をアクティブ・アンダーライター（*active underwriter*）という。

前述のとおり、かつては保険責任を負うネームをアンダーライターと呼んだこともあったが、現在ではそのような使われ方は一般的ではない。一昔前までは、アンダーライターの中には保険責任を負うネームを兼ねていた人もいたようであるが、現在ではそのような人は少数派で、一般的にアンダーライターは保険責任を負っていない。

また、マネージング・エージェントは、前述のとおり複数のシンジケートの運営を行うことがあるが、アンダーライターは後記(2) a.で説明するロイズ評議会による承認なしに複数のシンジケートのアンダーライターを兼任することはできない。兼任の承認が与えられるためには、通常、ひとりのアンダーライターが引受けたすべてのリスクについて、複数のシンジケートに、予め取り決められた割合で割り振られるよう

¹⁹ 参考として、2008年12月末現在のマネージング・エージェントと、そのマネージング・エージェントが管理・運営するシンジケート、マネージング・エージェントの当該シンジケートへの出資割合等

になっていることが要件となる。ちなみに、そのようなシンジケートはパラレル・シンジケート (parallel syndicates) と呼ばれる。

e. ブローカー

元受または再保険の契約者の代理人として、契約交渉等の保険取引実務を行う者をブローカーという。

前述のとおりロイズは保険取引市場であり、当初は保険契約者と保険責任を負うアンダーライター兼ネームが直接取引を行っていたが、現在のロイズにおいては、アンダーライティング・ルームには保険契約者は通常入ることができない。ロイズのアンダーライティング・ルームにおける保険取引は、保険責任を負うメンバーの代理人であるアンダーライティング・エージェントに雇われたアンダーライターと、保険契約者の代理人であるブローカーを通じて行われる。

1982年以降2008年10月まで、マネージング・エージェントがアンダーライティング・ルームにおいて保険を引き受けることができるのは、ロイズ・ブローカーと呼ばれる、ロイズによって予め登録されたブローカーを通じてのみ許可されていたが、現在ではロイズ・ブローカー以外のブローカーから引き受けることも可能となっている。

(2) 市場全体を監督する組織

a. ロイズ評議会

イギリスの議会法であるロイズ法 (Lloyd's Act 1982) は、ロイズにおける管理構造と規則を規定している。この法律のもとで、ロイズ評議会 (Council of Lloyd's) は、ロイズ市場全体の管理と監督に関する責任を負っている。

現在、ロイズ評議会メンバーは、最大6人のワーキング・メンバー、6人のエクスターナル・メンバーおよび6人の指名メンバー (nominated member)²⁰で構成される。

ワーキング・メンバーとエクスターナル・メンバーはロイズ・メンバーによって選出され、評議会の会長 (Chairman) と副会長 (Deputy Chairman) は、1年ごとに評議会メンバーの中からの互選で選出される。すべての評議会メンバーの選出は、FSAの承認を必要とする。

ロイズ評議会は、さまざまな意思決定や決議、要求または規則の発出といった直接の職責を果たすが、その他の細かい決定事項等はフランチャイズ委員会等の各委員会に権限委譲される。

を本稿末尾の参考資料1に掲載している。

²⁰ ロイズにおけるメンバーシップを持たない人の中から指名される評議会メンバーを言う。うち1名はコーポレーション・オブ・ロイズのCEOが任命されることが、評議会規約 (Council Byelaw) により定められている。

b. フランチャイズ委員会

2003年1月1日に設置されたフランチャイズ委員会 (Franchise Board) は、市場全体のリスクマネジメントと収益性目標に関する責任を負っている。

具体的には、市場全体の収益性維持と財務力促進のため、すべてのシンジケートに対するガイドラインを設定し、アンダーライティングおよびリスクマネジメントに関する高い基準を堅持するため、各シンジケートの事業計画の策定およびモニターのプロセスを監督する。そうすることで、持続的な収益性を改善し、市場全体の財務力を強化している。

フランチャイズ委員会の議長はロイズの会長が務め、次項で説明するコーポレーション・オブ・ロイズより下記の3名のメンバーと、これに加えて最大7名までの専門家によって委員会が構成される。

- CEO (Chief Executive Officer)
- 財務・リスク管理担当役員 (Director of Finance, Risk Management and Operations)
- フランチャイズ業績管理担当役員 (Franchise Performance Director)

また、フランチャイズ委員会は、上記のような機能を果たすために、資本移転委員会 (Capacity Transfer Panel)、市場監視諮問委員会 (Market Supervision and Review Committee) および投資委員会 (Investment Committee) などの下部の小委員会を有している。

(3) 管理実務等を担当する組織

a. コーポレーション・オブ・ロイズ

コーポレーション・オブ・ロイズ (Corporation of Lloyd's : 以下「コーポレーション」) は、ロイズ市場全体を管理しサポートするための各種サービスを提供する組織である。コーポレーションの上級管理者 (Senior Executives) は、日常の業務において、評議会およびフランチャイズ委員会の権限を代行する。2008年12月末現在、当該組織の従業員数は851名となっている。

その他、この組織は、ロイズ市場において下記のような役割を果たしている。

- シンジケートごとの事業計画を実行するためにメンバーが提供しなければならない資本のレベルを設定する。
- マネージング・エージェント等に対する最低要件の枠組みを設定したり、引受責任管理 (exposure management)、サイクル・マネジメント、保険金支払管理、オペレーショナル・リスク管理等の点において、各シンジケートの業績を

監視したりすることを通じて、ロイズ市場における事業活動を管理する。

- 業績の優れないシンジケートを運営するマネージング・エージェントと協力して、業績の改善に努めたり、より強い行動が求められる場合には直接介入を行ったりする。
- ロイズ市場に関する財務報告、決算書の作成および FSA への年次報告書の作成等を含む規制上の報告を管理する。
- ロイズの世界的な営業ライセンスやブランドの管理・促進を行う。

4. ロイズにおける保険取引

かつては、ロイズのマネージング・エージェントがメンバーのために保険を引受けるのはアンダーライティング・ルームにおける取引に限られていた²¹が、現在では、アンダーライティング・ルームでの取引以外に、いくつかの保険引受ルートまたはチャンネルが存在する。ここでは、主な取引ルートおよびチャンネルの種類とアンダーライティング・ルームにおけるロイズ独特の保険の取引実務を紹介する。

(1) ロイズの保険取引ルート

ロイズの主な保険取引ルートは、アンダーライティング・ルームにおける取引と、アンダーライティング・ルーム外のカバーホルダーによる取引がある。

a. アンダーライティング・ルームにおける取引

マネージング・エージェントによって雇用されたアンダーライターが、ロイズ建物内のアンダーライティング・ルームにおいて、シンジケートのメンバーのために行う取引で、この取引は、オープン・マーケット・プレースメント（Open Market Placement）と呼ばれているが、その実務については後述する。

2008 年のロイズの収入保険料の約 7 割は、このアンダーライティング・ルームによる取引から得られている。

b. アンダーライティング・ルーム外での取引

マネージング・エージェントは、その保険の引受権限を、カバーホルダー（coverholder）という代理店に委任することができる。また、この委任契約のことをバインディング・オーソリティー（binding authority）という。現在、世界中で 5,000 を超えるカバーホルダーが登録されており、2008 年の収入保険料ベースで約 3 割のロイズの取引は、このカバーホルダーを通じて引受けられている。

²¹ 1871 年のロイズ法によって、メンバーが取引を行うことができるのはアンダーライティング・ルームに限ることが規定されていたが、1982 年のロイズ法によってこの規定は廃止されている。

(a) 公認カバーホルダー

公認カバーホルダー (approved coverholder) とは、マネージング・エージェン
トによる厳格な審査が行われた後、カバーホルダーとしての申請を行い、ロイズに
よって公認された代理店のことをいう。先に述べたロイズ・ジャパンも、この公認
カバーホルダーの 1 種である。

公認カバーホルダーのうち、マネージング・エージェン
トまたはマネージング・エージェン
トのホールディング・カンパニーの 100%子会社であるカバーホルダー
を、特にサービス・カンパニー・カバーホルダー (service company coverholder)
または単にサービス・カンパニー (service company) といい、2009 年 9 月現在、
36 のマネージング・エージェン
トが管理する約 200 のサービス・カンパニーが存在する。

(b) 制限カバーホルダー

制限カバーホルダー (restricted coverholder) とは、イギリスに所在する代理店
で、財産保険や自動車保険等の限定された種目について、予め定められた保険料率
と担保条件でのみ保険の引き受けを行うことができるものをいう。

この制限カバーホルダーは、イギリスにおける保険代理店としての資格を有し、
マネージング・エージェン
トとのバインディング・オーソリティーを締結すれば、
ロイズによる公認を得る必要はない。

(2) アンダーライティング・ルームにおける取引の実務

ある保険契約または再保険契約は、ひとつのシンジケートによってその 100%が引
き受けられることもあるし、わが国の元受保険契約における共同保険のように複数の
シンジケートによって分担して引き受けられることもある²²。

保険契約者または出再者²³が必要とする保険または再保険の引き受け手を、ブロー
カーが交渉して確保することを、一般にプレース (place) するといい、上記の複数の
シンジケートによって引き受けられる契約方法をサブスクリプション・プレースメン
ト (subscription placement) という。

ロイズのアンダーライティング・ルームにおけるオープン・マーケット・プレース
メントは、概ね以下のような手順で行われる。

① 契約書のドラフト作成

まず、保険契約者または出再者から依頼を受けたブローカーが、契約の概要

²² アンダーライティング・ルーム外においても同時並行的にプレースメントが行われ、契約の一部がロ
イズ・シンジケート以外の一般の保険者または再保険者によって引き受けられることもある。

²³ 再保険契約を引き受けてもらう側を出再者 (reinsured または cedant) といい、引き受ける側を受再
者 (reinsurer) という。

を記載した契約書のドラフトを作成する。このドラフトはスリップ (slip) と呼ばれている。現在は、ロイズのアンダーライティング規約 (underwriting byelaw) によって、マーケット・リフォーム・コントラクト (market reform contract) という様式を用いることになっている。

② 引受条件の見積り

ブローカーは、基本的に保険契約者または出再者の利益のために最善を尽くす義務があるので、通常は数多くのシンジケートのアンダーライターの中から、複数の料率見積等の引受条件を引き出す。これらの見積りをクォーテーション (quotation) という。

③ 引受条件の確定

ブローカーと保険契約者または出再者は、集まったクォーテーションの中から最も良いものを選択し、スリップにそのクォーテーション内容を反映させて修正し、そのクォーテーションを出したシンジケートのアンダーライターのもとへ持って行く。

④ プレースメント

アンダーライターはスリップの内容を確認し、気に入ればそのスリップに引受割合を記入し、署名とシンジケートのスタンプを押す。一旦、この行為が行われると、その記入された引受割合について、契約の拘束力が保険契約者または出再者とシンジケートの間に発生する。この最初に引受条件と自らの引受割合を設定したアンダーライターをリード・アンダーライター (lead underwriter) といい、このとき当該シンジケートによって引き受けられた割合 (シンジケート・ライン : syndicate line) をリード・ライン (lead line) という。

もし、リード・アンダーライターによって当該契約の 100%が引き受けられなかった場合、ブローカーは引受割合の合計が 100%に達するまで他のシンジケートのアンダーライターをまわり、引受キャパシティを確保する。これらの追随するアンダーライターをフォローイング・アンダーライター (following underwriter) という。

フォローイング・アンダーライターは、提示された引受条件が気に入らなければ、同一のリスクに対して異なる料率等で引き受けることがある。これをバーティカライズド・プレースメント (verticalised placement) というが、それでも 100%のキャパシティが確保できない場合がある。このように、合計引受割合が 100%に届かない場合には、契約者または出再者は契約をキャンセル

することができる。

⑦ 引受割合の確定

逆に 100%を超えるキャパシティが集まることもあるが、そのような場合には、ブローカーと契約者または出再者は、ちょうど 100%になるように各シジケートの引受割合を引き下げて調整する。これをサイニング・ダウン (signing down) という。以前は、このサイニング・ダウンは、市場慣行として契約期間が始まった後に行われることがあったが、現在では契約期間が始まる前にすべての契約条件を確定させるようになっている。

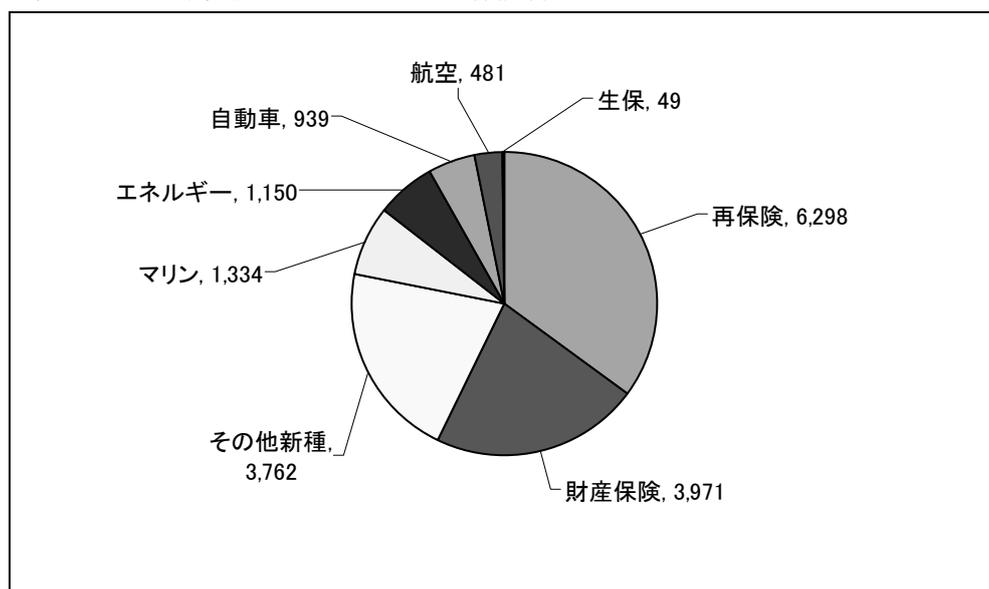
5. ロイズの財務

(1) 事業概況

図表 7 は、ロイズの 2008 年の種目別グロス収入保険料 (gross written premiums) である。

図表 7 2008 年種目別グロス・リトン保険料

単位：百万ポンド



(出典：アニュアル・レポート 2008 (Annual Report 2008) をもとに作成)

これまで述べてきたように、ロイズは保険会社ではなく、ロイズ評議会とそれをサポートするコーポレーションと、それぞれが独立した勘定で保険や再保険を引き受ける法人または個人のメンバーの集合体といえる。したがって、ロイズ全体としての資本構造や発表される決算内容は、一般的な保険会社のものとは大きく異なる。以下にその特徴点を説明する。

a. シンジケートの決算

マネージング・エージェントは、各シンジケートについて、一般の保険会社と比較できるような基準および様式で1年ごとの決算報告を行う。

ただし、ある年度に参加していたメンバーの保険金支払責任は、当該年度に引き受けられたすべての契約における既発生および未発生の事故に関するすべての保険金が支払われるまで継続することになるが、一般の保険会社と異なり、シンジケートに所属するメンバーは1年単位で加入したり脱退したりするため、なんらかの方法で1年ごとに当該年度の損益を確定させる必要が生じる。

このためにマネージング・エージェントが利用するのが、勘定を締切る再保険(reinsurance to close : 以下「RITC」)である。RITCは、ある年度のシンジケートに属するメンバーの年度末における既知および未知の損害に対する未払責任を、以後の保険料その他の収入を得る権利とともに、翌年の同一または別のシンジケートに属するメンバーに再保険契約を通じて移転するものである。

ロイズのシンジケートの中には、こうしたRITCを専門に引き受けるシンジケートも存在する。

b. 直近5年間の成績概況

下記の図表8は、直近5年間のロイズの成績概況を示している。ただし、これはプロ・フォーマ財務報告書(pro forma financial statement : PFFS)と呼ばれるロイズ独特の決算報告書からの抜粋である。

プロ・フォーマ財務報告書は、通常の保険会社の決算内容との比較を容易にするために、コーポレーション²⁴および各シンジケートに属するメンバーの損益および正味資産を便宜的に合算したものである。しかしながら、この内容はそれぞれの決算内容を単純に合計したもので、特に各マネージング・エージェントは自らが運営するシンジケートに最適な会計方針を独自に採用しているが、これらを合算する際の調整等を行っていない。また、前述のRITCのように、シンジケート間での再保険取引が行われることがあるが、そうした取引を差し引くことなく合算されている点等にも留意する必要がある。

²⁴ コーポレーションの損益とは、マネージング・エージェントやメンバーから得る会費、コーポレーションの従業員の給与、建物や施設を維持管理する費用等であり、正味資産とはコーポレーションが管理する中央基金(後述)等である。

図表 8 ロイズの成績概況

単位：百万ポンド

	2008年	2007年	2006年	2005年	2004年
グロス収入保険料 Gross written premiums	17,985	16,366	16,414	14,982	14,614
保険引受利益 Result attributable to underwriting	1,198	2,099	2,142	▲1,388	396
税引前当期純損益 Result for the year before tax	1,899	3,846	3,662	▲103	1,367
現金および投資資産 Cash and investments	44,370	36,981	35,091	35,012	31,412
正味保険準備金 Net technical provisions	35,792	27,963	27,371	29,402	25,079
資本および基金 Capital and reserves	14,182	13,449	12,836	10,491	11,663
コンバインド・レシオ Combined ratio	91.3%	84.0%	83.1%	111.8%	96.6%
ROC Return on capital	13.7%	29.3%	31.4%	▲0.9%	12.5%

(出典：アニュアル・レポート 2008 (Annual Report 2008) をもとに作成)

(2) ロイズの資本構造

ロイズの資本構造についても、前述の成績概況と同様に、一般的な保険会社と単純に比較することはできない。

ロイズにおけるメンバーは、それぞれが引き受けたリスクについてのみ独立した責任を負っているが、その保険責任を全うするための財源はそれぞれのメンバーが所有する資産だけではない。ロイズにおいては、様々な形態の資本が、それぞれのシンジケート、メンバーおよびロイズ市場全体のレベルで管理および確保されている。

ロイズには、保証の鎖 (chain of security) と呼ばれる一連の資本が存在し、これはロイズにおいて 1993 年以降に引き受けられた契約の支払責任に備えるものである²⁵。この保証の鎖には 3 つの輪 (link)、つまり 3 種類の資本がある。第一の輪は、各シンジケートが管理し日常の保険金支払やその他の経費等に充てる保険料信託基金である。第二の輪は、それぞれのメンバーの保険または再保険引受内容に応じて拠出される予備の資本としてのロイズ基金である。第三の輪は、あるメンバーが第一の輪および第二の輪の資本を使い果たした場合等に利用されるメンバーの共有資産ともいえる中央基金である。以下、それぞれについて詳しく説明する。

a. 第一の輪：シンジケートレベルの保険料信託基金

保証の鎖の第一の輪は、保険料信託基金 (premiums trust funds) である。保険料信託基金は、マネージング・エージェントの管財人の管理下に置かれており、マネージング・エージェントの指示によって払い出し等が行われる。保険契約者または出再

²⁵ 前記 2. (5) エクイタス社の設立とランオフ契約の整理でも述べたように、1992 年以前に引き受けられた損害保険契約に関する保険金支払の残存責任は別管理されている。

者を保護するため、すべての保険料や引き受けられた保険に関するその他の収入は、まずこの保険料信託基金に入金され、日々の運営資金として利用される。この基金からの支払いは、保険金支払、再保険料および保険引受のための経費等、予め定められた用途に限られている。

もしこの保険料信託基金が不足する事態になった場合、マネージング・エージェントはメンバーに対して、基金を補充するよう要請を行う。この場合、第二の輪であるロイズ基金またはメンバーの自身の保有資産²⁶から、あるいは必要に応じ、ロイズ評議会の判断によって第三の輪である中央基金から補充されることになる。

b. 第二の輪：ロイズ基金

前述の保険料信託基金が不足するような事態に備えて、メンバーは第二の輪としての予備の資本を、現金、有価証券、信用状または銀行保証という換金性の高い資産で保持しなければならない。これをロイズ基金（Members' funds at Lloyd's : FAL）といい、以下のように設定され管理される。

各マネージング・エージェントは、FSA の規制に従い、管理するそれぞれのシンジケートについて、その事業内容に応じて 200 年に 1 度の確率で発生する事業損失に耐えられる必要資本を、自己資本評価（Individual Capital Assessment : 以下「ICA」）²⁷を通じて算出している。

コーポレーションはそれぞれのシンジケートの ICA を審査し、算出された必要資本の適切性を確認する。この際、シンジケートの過去の実績、今後の事業計画およびリスク選好（risk appetite）などを勘案し、経済資本評価（Economic Capital Assessment : 以下「ECA」）の手法を用いて、ロイズの保険財務力格付や財務の健全性を支えるのに十分な余裕を持った資本レベル²⁸が設定される。

またこの ECA の手法は、それぞれのメンバーについての必要資本の計算にも利用される。個人メンバーは複数のシンジケートに参加する傾向があることは前にも述べたが、どのシンジケートにどの程度出資するかというポートフォリオの組み合わせによって、各メンバーの引き受ける保険リスクの集中度合いが異なってくる。たとえば、同じ年間引受限度額を有するメンバーでも、イギリスの自動車保険とメキシコの地震リスクのように相関関係の低いリスクによって分散が図られているメンバーには比較

²⁶ 無限責任を負うメンバーは、ロイズ基金以外にも自身が保有する資産を保険金等の支払に充てる義務がある。

²⁷ 自己資本評価とは、イギリスにおけるソルベンシー規制の一種で、個別資本十分性基準（Individual Capital Adequacy Standards : ICAS）制度における、シナリオ・テストやエコノミック・キャピタル・モデル等を用いた必要資本の自己評価のことをいう。マネージング・エージェントは、FSA の監督下にあるが、FSA ハンドブックのうちの保険業者向け健全性規則集（Prudential sourcebook for Insurers）等によって、FSA はコーポレーション・オブ・ロイズにシンジケートの年次の自己資本評価の審査を委任することを規定している。

²⁸ 2008 年は、適切であると確認された各シンジケートの ICA の単純合計に 35% の上乘せが行われている。この引き上げられた必要資本が ECA となる。

的少ない資本が要求され、フロリダのハリケーンリスクのみ引き受けているようなり
スクが集中しているメンバーにはより多くの資本が要求されることになる。なお、最
低必要資本は、各メンバーの保険料ベースの年間引受限度額の 40%（ヨーロッパの自
動車のみ引き受けるメンバーの場合は 25%）となっている。

このような資本は、ロイズ基金と呼ばれ、ロイズを管財人とする信託財産として、
それぞれのメンバーの保険引受責任に充てるため、他のメンバーの資産とは区別して
管理される。

c. 第三の輪：中央基金

第三の輪は、ロイズの中央基金（central assets）である。前述の 2 つの基金はそれ
ぞれのメンバーの保険引受責任に充てられるもので、その他のメンバーの保険引受責
任に充てられることはない個別保有の資産であるのに対し、この中央基金はロイズに
よって管理・所有されるすべてのメンバーのための相互資産である。中央基金は、古
い中央ファンド（"old" Central Fund）²⁹、新しい中央ファンド（New Central Fund）
およびその他の資産³⁰によって構成される。

新しい中央ファンドは、各メンバーから毎年拠出される基金によって維持され、
1993 年以降の契約年度の損害保険およびすべての年度の生命保険に関して、メンバー
が支払不能の状況に陥った場合等に、ロイズ評議会の裁量によって利用される。

実務的には、まずマネージング・エージェントは、第一の輪の保険料信託基金が不
足する事態になった場合、メンバーに対して第二の輪であるロイズ基金またはそれ以
外の自己資金から基金を補充するよう要請する。もしメンバーがこの要請に応えられ
ない場合、マネージング・エージェントはロイズ評議会に対して、中央基金からこの
資金補充を行うよう要請することができる。

コーポレーションは、それぞれのメンバーの引受内容、マーケット状況の見通しお
よび幾通りものシナリオに対するモデリング・テストを実施し、適切な中央基金のレ
ベルを設定する。ロイズ評議会はその都度中央基金の状況と将来の見通しを基に、必
要に応じてメンバーから拠出されるべき資金のレベルを調整する。また、中央基金は、
メンバーの収入保険料ベースの総引受限度額の 3%を限度として、年度の途中で積み
増しが行われることがある。この積み増しは、第一の輪の保険料信託基金から振り替
えられることになっている。

これら保証の鎖の 3 つの輪を含むロイズの総資産をまとめると図表 9 のようになる。

²⁹ ロイズは 1927 年より中央ファンドを維持・管理しており、これを古い中央ファンドという。1996 年
に新しく設立された現在の新しい中央ファンドがこれに取って代わった。

³⁰ ロイズは 2004 年に劣後債、2007 年に永久劣後債をそれぞれ発行している。

図表 9 ロイズの総資産

単位：百万ポンド

	2008 年末	2007 年末
1. シンジケートレベルの保険料信託基金（個別保有） Syndicate level assets (several basis)	38,306	30,601
2. ロイズ基金（個別保有） Members' fund at Lloyd's (several basis)	10,630	9,858
3. 中央基金（相互資産） Central assets (mutual basis)	2,072	1,951
正味中央ファンド資産 Net Central Fund assets	852	767
劣後債 Subordinated loan notes	586	516
永久劣後債 Subordinated Perpetual Capital Securities	496	496
その他正味資産 Other net assets of the Society	138	172
小計 Total resources of the Society of Lloyd's and its members	51,008	42,410
シンジケートの正味保険準備金 Net syndicate technical provisions	▲35,744	▲27,949
正味総資産 Total net resources of the Society of Lloyd's and its members	15,264	14,461

(出典：アニュアル・レポート 2008 (Annual Report 2008) をもとに作成)

(3) ロイズの保険財務力格付

繰り返しになるが、ロイズは保険会社ではなく、それぞれが独立した勘定で保険や再保険を引き受ける法人または個人のメンバーの集合体である。しかしながら、1992年以降、ロイズには市場全体として共通の保険財務力格付が付与されている。これは、先に述べた中央基金という相互資産の存在、ロイズという共通のブランド力等によるものである。

以下は、2009年現在、3つの格付機関から付与されているロイズ共通の保険財務力格付である³¹。

- S&PA+ (Strong)
- AM BestA (Excellent)
- FitchA+ (Strong)

6. ロイズの監督・管理体制

以下に、ロイズの特徴的な監督・管理体制を紹介する。

(1) FSA による監督

前記、2. (1) ロイズの監督体制の変更においても触れたとおり、2000年金融サー

³¹ シンジケートによっては、単独でも保険財務力格付を取得しているケースもある。

ビス市場法によって、ロイズはイギリスの FSA の監督下に置かれることとなった。また、ロイズのアンダーライティング・エージェント（マネージング・エージェントおよびメンバーズ・エージェント）も、FSA による直接の監督を受ける立場にあるが、ロイズ法によって認められているロイズ全体を監督するロイズ評議会の権限は、2000 年金融サービス市場法においても引き継がれている。

監督の重複を回避するため、マネージング・エージェント等の監督に関する FSA とロイズ評議会の役割分担については、FSA ハンドブックの保険業者向け健全性規則集（Prudential sourcebook for Insurers : INSPRU）のセクション 8「INSPRU および GENPRU³²をロイズに適用する場合の一般条項（General provisions applying INSPRU and GENPRU to Lloyd's）」等に規定されている。

(2) ロイズ規約

ロイズ評議会は、1982 年のロイズ法によって、ロイズにおける様々な活動を規制するロイズ規約（byelaw）を制定する権限を与えられており、このロイズ規約には議会法であるロイズ法と同じ効力が与えられている。ロイズ規約の改廃には、ロイズ評議会の特別決議（special resolution）が必要であり、特別決議には評議会メンバーのワーキング・メンバーとそれ以外のメンバーについて、それぞれ過半数の賛成が必要となる。2009 年 4 月現在有効なロイズ規約は 40 あり、本稿末尾の参考資料 2 としてその一覧を掲載している。

(3) ロイズにおけるリスク管理

一般的な保険会社と同様に、ロイズにとっての最も大きなリスクは、引き受けた保険または再保険契約から発生する、損害の大きさおよびタイミングに関する不確実性である。

ロイズにおいては、第 1 段階として、各マネージング・エージェントが、シンジケートごとに事業計画を作成し、リスク選好の設定、再保険プロテクションの手配、エクスポージャーや損害査定管理を行う。次年度の事業計画については、各マネージング・エージェントは、フランチャイズ委員会の承認を得ることが必要になる。

フランチャイズ委員会は、コーポレーションのフランチャイズ業績管理部門（Franchise Performance Directorate）を通じて、定期的にシンジケートの業績を上記のような点について監視することで、市場全体のリスク量と資本量が適切であることを確認している。コーポレーションは、以下のようなツールを用いて保険リスクをコントロールおよびモニターしている。

³² GENPRU とは、INSPRU と同様に FSA のハンドブックのうちの健全性基準（prudential standards）のひとつで、一般健全性規則集（General Prudential Sourcebook）のことである。

- 巨大災害リスクに関するエクスポージャー管理および再保険の利用に関するガイドラインを設定する。
- 現実的大災害シナリオ（Realistic Disaster Scenarios : RDS）を策定し、シンジケートおよび市場全体のレベルでの巨大災害リスクのエクスポージャーの計量と管理に役立てる。
- シンジケートの事業計画を審査し、適切な資本量を設定する。
- 損害査定およびエクスポージャー管理の基本方針ならびにアンダーライティング基準を策定し、各シンジケートを監督する。
- 業績管理データ（Performance Management Data）プロジェクト³³により、シンジケートごとに、承認された事業計画に対する実際の業績をモニターしている。

上記それぞれの分野において、コーポレーションの専門家チームが監督を行っている。もし、あるシンジケートが基準外のリスクを有している場合には、コーポレーションは当該シンジケートを運営するマネージング・エージェントと協力して必要な修正を行う。仮に、マネージング・エージェントがこの手続きに協力しない場合には、コーポレーションはシンジケートの事業計画に対する承認を与えない、または既に与えた承認を取り下げることができる。極端なケースでは、当該マネージング・エージェントやシンジケートの営業許可を取り消すこともあり得る。

7. おわりに

ロイズとの再保険取引等を直接担当する社員でも、ロイズとの取引はブローカーを通じて行われるため、ロイズの仕組み等について詳しく知る必要性もチャンスも少ないのが実情ではないだろうか。かく言う筆者も、長年ロイズも含めた再保険者との取引を担当しながら、本稿を執筆するための調査の段階で初めて知った事実も少なからずあった。

本稿は、保険会社の社員、特にロイズとの再保険取引等を担当する保険会社の社員等が、ロイズに関する基本的な知識を得ることを目的としている。ただし、ロイズは非常に長い歴史を持つため、例えば「メンバー」や「アンダーライター」のように、同じ言葉であっても、使われる時代や場面等によって異なった用法や意味を持つものがある。また、一般の企業と同様に、ロイズも環境の変化等に応じてその都度改革を行い常に変化しているため、古い資料は必ずしも直近のロイズの実情を表しているとは限らない。そういう意味では、本稿も 2009 年現在のロイズについて記述したものであることに留意していただきたい。

本稿を執筆して改めて気づいたことであるが、ロイズの伝統であった無限責任を負う

³³ 当該プロジェクトは 2009 年 4 月よりスタートしている。

ネームは今ではほとんどいなくなり、代わって今日のロイズの大半の資本はわが国も含めた世界の大手保険会社や再保険会社等の有限責任の法人によって供給されるようになってきている。さらにシンジケートを運営するマネージング・エージェントも、それらの法人が所有する傾向が強くなってきており、一般の保険会社や再保険会社との相違点が少なくなりつつあるともいえる。

では、こうした法人資本を引きつけるロイズの魅力とは何であろう。それは、居ながらにして世界中のリスクが集まってくるというロイズのブランド力ではないだろうか。一般の保険会社が資本を効率的に活用するためにはリスク分散が必要になる。リスク分散のために世界各地の保険を引き受けるためには、各地で免許を取得したり事務所を開設したりする必要があるが、ロイズのメンバーになればブローカーを通じて世界中のリスクが持ち込まれ、効率的にリスク分散の効いたポートフォリオを構築することができるのは大きな魅力であると思われる。

また近年では、先進的なイギリスの FSA のソルベンシー規制や、EU において 2012 年に導入が予定されているソルベンシー II に対応するべく、より堅固な資本およびリスクの管理体制を構築し、さらにランオフ契約等の過去の負の遺産も整理されつつある。こうした魅力や柔軟性を持つロイズは、これからも時代や環境の変化に対応して改革を繰り返しながら、新たな歴史を築いていくのであろう。

末筆ながら、本稿執筆にあたり多大な情報提供およびアドバイス等をいただいたロイズのキム・スワン氏およびロイズ・ジャパンの岩崎真氏に深く感謝申し上げ、本稿の結びとしたい。

参考資料1 マネージング・エージェントおよびシンジケート一覧（2008年12月末現在）

マネージング・エージェント	管理・運営 する シンジケート	2008 グロス リトン 保険料 ^(注)	2007 グロス リトン 保険料 ^(注)	当該マネー ジング・エ ージェント の出資割合
ACE Underwriting Agencies Limited	2488	437	393	100%
Advent Underwriting Limited	0780	163	137	100%
AEGIS Managing Agency Limited	1225	246	240	100%
Amlin Underwriting Limited	2001	842	901	100%
Argenta Syndicate Management Limited	1965	12	8	100%
	2121	132	95	40%
	6101	90	77	0%
	6102	49	42	0%
Ark Syndicate Management Limited	4020	226	89	100%
	6105	23	-	0%
Ascot Underwriting Limited	1414	506	538	100%
Aspen Managing Agency Limited	4711	78	-	100%
Atrium Underwriters Limited	0570	133	117	25%
	0609	194	173	25%
Beaufort Underwriting Agency Limited	0318	159	130	47%
Beazley Furlonge Limited	0623	197	179	6%
	2623	837	753	100%
	3623	0	-	100%
Brit Syndicates Limited	2987	714	647	100%
Canopus Managing Agents Limited	4444	484	469	93%
Capita Syndicate Management Ltd	5500	28	21	87%
Cathedral Underwriting Limited	2010	229	212	58%
	3010	16	4	100%
Catlin Underwriting Agencies Limited	2003	1,318	1,215	100%
Chaucer Syndicates Limited	1084	642	526	100%
	1176	26	22	56%
	1274	150	-	0%
	1301	78	69	0%
	4242	64	38	14%
Equity Syndicate Management Limited	0218	555	569	64%
	4455	12	12	95%
Faraday Underwriting Limited	0435	258	258	100%
Hardy (Underwriting Agencies) Limited	0382	116	108	100%
	3820	56	41	100%
HCC Underwriting Agency Ltd	4040	47	51	87%
	4141	19	-	100%
Heritage Managing Agency Limited	1200	409	325	78%
Hiscox Syndicates Limited	0033	885	996	73%
	6104	23	-	0%
Jubilee Managing Agency Limited	Life 0779	34	29	14%
	1231	47	51	100%
	5820	56	64	14%

マネージング・エージェント	管理・運営 する シンジケート	2008 グロス リトン 保険料 ^(注)	2007 グロス リトン 保険料 ^(注)	当該マネー ジング・エ ージェント の出資割合
KGM Underwriting Agencies Limited	0260	63	49	60%
R J Kiln & Co. Limited	Life 0308	15	14	50%
	0510	757	678	53%
	0557	38	35	0%
	0807	126	145	51%
Liberty Syndicate Management Limited	4472	951	1,045	100%
Managing Agency Partners Limited	2791	282	342	43%
	6103	16	18	0%
Markel Syndicate Management Limited	3000	238	197	100%
Marketform Managing Agency Limited	2468	122	110	29%
Marlborough Underwriting Agency Limited	1861	80	97	100%
Max at Lloyd's Ltd	1400	48	64	100%
	2525	43	42	2%
	2526	30	30	36%
S. A. Meacock & Company Limited	0727	68	63	9%
Mitsui Sumitomo Insurance Underwriting at Lloyd's Limited	3210	353	360	100%
Montpelier Underwriting Agencies Limited	5151	62	8	100%
Munich Re Underwriting Limited	0457	333	309	100%
Navigators Underwriting Agency Limited	1221	174	149	100%
Newline Underwriting Management Limited	1218	104	90	100%
Novae Syndicates Limited	2007	315	274	94%
Omega Underwriting Agents Limited	0958	329	282	16%
Pembroke Managing Agency Limited	4000	66	59	0%
QBE Underwriting Limited	0386	412	436	70%
	2999	852	978	100%
RITC Syndicate Management Limited	5678	1	-	100%
Sagicor at Lloyd's Limited	Life 0044	1	2	0%
	1206	127	56	100%
Shelbourne Syndicate Services Limited	2008	221	-	100%
Spectrum Syndicate Management Limited	2112	14	12	0%
Sportscover Underwriting Limited	3334	15	13	0%
Starr Managing Agents Limited	1919	233	91	100%
	2243	32	2	0%
Talbot Underwriting Ltd	1183	383	344	100%
Travelers Syndicate Management Limited	5000	320	295	100%
Whittington Capital Management Ltd	1910	90	-	0%
	1955	66	-	0%
XL London Market Ltd	1209	265	210	100%

(注) グロス・リトン保険料 (Gross Written Premiums) とは、控除前の出再保険料や契約獲得のための諸経費を含むグロスの収入保険料をいう。単位は百万ポンドである。

(出典：ロイズ アニュアル・レポート 2008 をもとに作成)

参考資料 2 ロイズ規約一覧 (2008 年 12 月末現在)

日付	ロイズ規約	分類
07 Dec 1988	Agency Agreements Byelaw	Underwriting
30 Aug 1996	Annual and Extraordinary General Meetings Byelaw	Constitutional
01 Nov 2000	Annual Subscribers Byelaw	Membership
05 Apr 2000	Assignment of Syndicate Participations (Second Nomination) Byelaw	Capacity Markets
07 May 1997	Auction Byelaw	Capacity Markets
15 Apr 1998	Audit Arrangements Byelaw	Solvency
14 Apr 1999	Bilateral Arrangements Byelaw	Capacity Markets
02 Dec 1998	Central Accounting Byelaw	Underwriting
15 Jul 1986	Central Fund Byelaw	Central Fund and Charging
05 Jun 1996	Conversion and Related Arrangements Byelaw	Capacity Markets
04 May 1996	Council Byelaw	Constitutional
07 Dec 2005	Definitions Byelaw	Constitutional
07 Dec 2005	Enforcement Byelaw	Enforcement
27 Jul 1989	Following Year Underwriting Regulation	Underwriting
15 Feb 2006	Insurance Certificates Byelaw	Underwriting
28 Mar 2007	Intermediaries Byelaw	Underwriting
07 Oct 1992	Lloyd's Arbitration Scheme Byelaw	Membership
15 May 1997	Major Syndicate Transactions Byelaw	Capacity Markets
14 Apr 1999	Mandatory Offer Byelaw	Capacity Markets
08 Oct 1992	Members' Agents (Australia) Byelaw	Membership
24 Sep 2008	Members' Compensation Scheme Byelaw	Membership
01 Dec 1987	Members' Ombudsman Byelaw	Membership
07 Oct 1987	Membership (Entrance Fees and Annual Subscriptions) Byelaw	Central Fund and Charging
07 Dec 2005	Membership Byelaw	Membership
08 Sep 1993	Membership Central Fund & Subscriptions (Misc. Provisions) Byelaw	Central Fund and Charging
06 Dec 2006	Miscellaneous Provisions Byelaw	Constitutional
11 May 1989	Multiple Syndicates Byelaw	Underwriting
05 Jun 1996	New Central Fund Byelaw	Central Fund and Charging
04 Feb 2004	Overseas Underwriting Byelaw	Underwriting
06 Dec 1990	Powers of Charging Byelaw	Central Fund and Charging
01 Jan 1993	Quorums & Appointments of Committees & Sub-Committees Byelaw	Constitutional
06 Dec 1995	Reconstruction and Renewal Byelaw	Constitutional

日付	ロイズ規約	分類
26 Sep 2007	Solvency and Reporting Byelaw	Solvency
07 Feb 1983	Suspension From Membership of the Council Byelaw (20KB, pdf)	Constitutional
23 May 1997	Syndicate Pre-emption Byelaw (58KB)	Membership
07 Dec 2005	Syndicate Accounting Byelaw	Solvency
01 Jan 1995	Syndicate Meetings Byelaw	Membership
06 Aug 1984	The Syndicate Premium Income (Monitoring) Regulation	Solvency
05 Oct 1994	Transitional and Conversion Arrangements (Corporate Member) Regulation	Capacity Markets
04 Jun 2003	Underwriting Byelaw	Underwriting

(出典：ロイズのウェブサイトをもとに作成)

<参考資料>

- ・木村栄一『ロイズ・オブ・ロンドンー知られざる世界最大の保険市場』（日本経済新聞社、1985.7.18）
- ・細田道隆、望月晃『ロイズの現状と将来』（損保ジャパン総研クォーターリー Vol.31、2000.1.20）

<参考ウェブサイト>

- ・ロイズ www.lloyds.com/
- ・ロイズ・ジャパン www.lloyds-japan.co.jp/
- ・エクイタス www.equitas.co.uk/